

各種申請手続きにおける本人確認について

■ 申請の際の本人確認

マイナンバー制度がはじまったことに伴い、介護保険及び高齢者福祉サービスに係る申請手続きについて本人確認を行います。申請手続きの際には、下記の書類が必要になりますのでお持ちください。

■ 必要書類

本人が申請する場合	代理人（家族など）が申請する場合
<p>○ 個人番号の確認ができる書類 （マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等）</p> <p>○ 本人確認ができる書類</p> <p>1点で本人確認できるもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類</p> <p>2点で本人確認できるもの 有効期限内の公的医療保険の資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類</p>	<p>○ 代理権の確認ができる書類 法定代理人…登記事項証明書その他資格を証明する書類 任意代理人…委任状又は被保険者本人の有効期限内の公的医療保険資格確認書、若しくは介護保険被保険者証</p> <p>○ 被保険者本人の個人番号の確認ができる書類 （マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等）</p> <p>○ 代理人の本人確認ができる書類</p> <p>1点で本人確認できるもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類</p> <p>2点で本人確認できるもの 有効期限内の公的医療保険の資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類</p>

要支援・要介護認定申請時は、上記の必要書類に加えて、以下の書類をお持ちください。

- ・ 本人の介護保険被保険者証、及び医療保険資格確認書（お手元がない場合は窓口でご相談ください。）
- ・ 病院名、診療科目、医師名が分かる書類（診察券や病院の明細書など）

※ 注意事項

- 個人番号の通知カードは本人確認書類として利用できません。また、氏名、住所等が住民票の内容と異なる場合は個人番号確認書類としても利用できません。
- 写しを提出する場合は、以下の項目を隠して写しをとってください。
 - ・ 公的医療保険の資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証など（要支援・要介護認定申請の場合は除く）
- 保険者番号、被保険者等記号・番号、二次元コード
 - ・ 年金手帳や基礎年金番号通知書
- 基礎年金番号